

会議録(2025年度 第6回愛知県事業評価監視委員会)

【日時】2026年1月23日(金) 午後1時15分～午後5時00分

【場所】愛知県本庁舎6階 正庁

【出席者】

(委員) 北野委員長、秋田委員、岡田委員、木全委員、小谷委員、
鈴木委員、西村委員、本橋委員
(県建設局) 技監、建設企画課担当課長、道路建設課有料道路室長、
道路建設課担当課長
(県都市・交通局) 都市整備課担当課長
(県農林基盤局) 農林総務課農林技術管理室長、農地計画課長、農地整備課長

【内容】

1 開会

2 議事

- (1)第5回委員会 会議録の確認について
- (2)第5回委員会 修正評価調書の確認について
- (3)対象事業の審議について

【事前評価】

- ・道路事業 一般国道247号 港本町立体(碧南市)
- ・農業農村整備事業 長瀬(岡崎市)
- ・農業農村整備事業 二艘入川(安城市)

【再評価】

- ・道路事業 一般国道473号 月バイパス(北設楽郡設楽町)
- ・道路事業 一般県道善師野西北野線(犬山市)
- ・街路事業 都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線等(知立市、刈谷市)
- ・農業農村整備事業 入鹿上用水(犬山市)
- ・農業農村整備事業 平坂(西尾市)

【事後評価】

- ・農業農村整備事業 将監(西尾市)

- (4)2025年度委員会的主要意見と対応について

3 閉会

(1)第5回委員会 会議録の確認について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(2)第5回委員会 修正評価調書の確認について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(3)対象事業の審議について

対象事業の審議-事前評価① 道路事業 一般国道 247号 港本町立体

県	有料道路室から評価調書(案)の説明
委員	「港本町交差点立体」とあるが、具体的にどこを立体化するのか教えてほしい。
県	南進右折や北進左折・直進などの方向別の交通状況を踏まえ、交差点機能の抜本的な改善が図れるよう検討する。
委員	了解。事業計画について、第一次緊急輸送道路であることから、工事期間を7年程度と想定しているが、もう少し短縮できないか。
県	交差点立体に伴う橋梁の下部工工事、上部工工事、取付工事などで合計7年程度は必要と考えているが、ご意見を踏まえ、今後の詳細設計の中で検討していく。
委員	渋滞している車線すべてを立体化すればよいのではないか。
県	コスト等も踏まえ、総合的に検討していく。
委員	交差点機能の抜本的な改善を図るため、立体化とあわせ、平面交差点において車線数を増やすことや、信号現示を最適化することなども検討すると良い。
県	各委員の意見を踏まえ、現況の方向別の交通量を考慮した交差点立体化や、平面車線数の増設及び信号現示の最適化などによる交差点機能の抜本的な改善を図る必要がある旨、調書に追記する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事前評価② 農業農村整備事業 長瀬

委員	事業内容の畦畔除去について、区画拡大の図が調書にもあった方がわかりやすいのではないか。小区画の所有者は異なると思うが、合意がとられるのか。
県	営農されている方は農業法人等で、地主は別にいるが、事前に了解を得たうえで計画している。

委員	現在、営農されている方で、事業後の担い手の目標は達成できるのか。
県	現在、営農されている方は6人(法人含め)、事業完了時点で新たに5人加わり、全部で11に増える。
委員	現在は個人を含め、いくつかの農業法人が営農している小区画がたくさんあるが、事業化によりさらに別の農業法人も加わり、担い手が増えるということか。
県	細かい区画は作業効率が悪いいため、担い手農家は敬遠する。事業により区画を大きくすることで、新規で参入したいという担い手が現れた。
委員	「事業の効果」の品質向上効果について、田の面積がまとまることで、収穫量が増えるだけではなく、どういうことから品質がよくなるのか。
県	今は一部オープン水路となっている用水路を、今回事業により全線パイプラインにすることで、用水供給が安定する。また、区画を大きくすることで小区画よりも水張りの状況も良くなり、品質も向上する。
委員	工事期間中、農作業が一切できないのか。営農できない間の補償は事業費にはいつているのか。
県	基本的に、秋の収穫を終えてから冬場に畦畔除去や水路工事等を行い、次の年の営農に影響がでないようにしている。営農補償は事業費に計上していない。
委員	調書の「事業の必要性」の判定に、「新たな担い手の確保」とあり、既に具体的に新規の担い手が予定されているということであれば、「確保」ではなく、「見込まれている」と書いた方が確実性があると伝わるのではないか。
県	「新たな担い手の参入が見込まれている」と修正する。
委員	「費用対効果分析結果」に各効果の詳細な情報の記載が調書にはないため、記載するのがいいのではないか。作物生産効果の作付面積のカッコ書きは何を示しているのか。
県	作付面積のカッコ書きは現在、カッコなしが計画となる。「費用対効果分析結果」については、調書に記載する。
委員	調書3ページの「環境への影響」について、保全対象生物を施工区域外に移動させるとあるが、施工中ではなく、調査段階で分かっていたら事前に移動先等を検討しておけないといけないのではないか。それを行う費用を計上されているか。
県	事業実施前に現地の水路等で生物調査を行っており、環境配慮検討委員会に諮り保全対象生物の保護対策の検討をした。費用は計上していない。
委員	それでは、文言は「施工時に確認された」ではなく、「施工前」ではないか。また、これだけの面積があるのに、生物を移動させるのに費用がかからないのか。過去の実績等でそれほど費用がかからないということか。

県	「施工前に確認されている」に修正する。状況により費用がかかるものもあると思うが、基本的に工事を行う際に移動させており、費用の計上はしていない。
委員	配慮が必要な希少種はいないということか。
県	希少種がいる場合は、施工前の調査結果や近隣の学校教員等から情報をもらい、その扱いについてしっかり検討し、慎重に対応する。
委員	十分配慮するという考えであれば、そのあたりも記載するといいいのではないか。
委員	調書の「事業目標」では、「集積率 80%以上、収益性 20%以上向上」とあるが、説明では具体的な集積率や収益金額を示された。目標はその具体的な数値ではなく、「80%、20%以上」であり、それを十分超えられるという説明をしているのか。
県	調書の「事業目標」の、「集積率 80%以上、収益性 20%以上向上」は国の経営体育成基盤整備事業の事業要件である。担い手の確保も見込まれ、これを超えられる見込みがあるとうことで、今回この長瀬地区を事業化している。
委員	事業要件の数値と計画の見込数値については、他の農業農村整備事業とのバランスをみて記載すればいいのでは。
委員	「費用対効果分析結果」にある「田んぼダムの取組」について、小区画の田んぼは、ダムの効果はあまり見込めないのか。集積することで効果が見込めるものなのか。
県	全国的に田んぼダムを積極的に取り組んでほしいという状況の中で、この地区は現在取り組んでいない。今回事業の区画拡大に伴い、排水口を田んぼダム対応型に整備することで、田んぼダムの効果が発現される。
委員	田んぼダムとして活用されることは、参加者も含め担い手農家の了解を得ているか。
県	了解を得ている。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事前評価③ 農業農村整備事業 二艘入川

県	農地計画課から評価調書(案)の説明
委員	湛水時間 26.7hr から 8.8hr となっている。目標は 24hr 以内とあるが、計画は適切か。排水機がφ900とφ800の2台計画されているが、1台では 24hr 以内に排水できないのか。
県	水田地域ではあるが、小麦や大豆の畑作利用もしている。畑作利用する場合は、1/10 確率雨量に対し無湛水とする必要があり、結果、8.8hr となっている。 ポンプが2台必要かということについて、口径の大きなポンプ1台でも排水はできるが、大きなポンプ一台では地区内の水路の水を一気に排水し、水路が空になってしまう。地区内水路の水をゆっくり引っぱってくる必要もあり小口径のポンプとした。また、故

	障も考慮すると2台としたほうがよいと判断した。また、設計排水量に見合う最適の2台が900と800となっている。
委員	説明した内容を調書に書いた方がよい。
委員	現在、農地となっているところに排水機場を造る計画になっているが、ここに建設されることについて地元の了解を得ているか。
県	了解を得ている。
委員	「事業内容」について、排水機場は新設となっているが、樋門が2.25×2.25×2連を3.5×1.5×1連と小さくしている。水路も3.5×1.2が3.5×1.5とそれほど大きくしない。排水機場ができてより排水できるようになるから、樋門や水路はそれほど大きくする必要はないということか。
県	排水機場建設地から油ヶ淵までの水路は、現在オープン水路となっているが、これをボックスカルバートという、コンクリートの四角の管で樋門までもっていく計画としている。現在は自然排水のため、大きな断面を必要としていたが、ポンプでの強制排水となり、ポンプから最も効率的に送水できる寸法で設計している。
委員	樋門が2連から1連となっているが、排水機場ができれば問題はないか。
県	問題ない。
委員	「事業の必要性」について、流出量と外水位が現況と計画が同じ。現況でポンプを計画する一方で、外水位の上昇や地区内の都市化による流出量が増加とある。現況あわせの計画でいいのか、疑問である。
県	たん水防除事業の設計基準で見込めるところが決められている。気象変動を加味するなど、将来を見越した計画ができるよう農水省で検討されているところだが、現在は、現況で設計するようになっている。
委員	農水省の基準を基本的な考え方として、現況ベースに計画されているのか。
県	現況ベースでの計画である。
委員	「事業計画」について、既設の水路、樋門を撤去はどの段階で行うのか。 表の吐出樋管工の2か年の期間で行うという理解でよいか。 「地元の合意形成」について、「土地改良法に基づく事業であり、地元の合意形成は図られている」とあるが、法に基づくから合意形成が図られているというのは分かりにくい。前の事案(長瀬地区)では、「土地改良法に基づく地元申請事業であり、合意形成は図られている」としている。
県	撤去はおっしゃるとおり、表の最下段の2ヶ年で予定している。土地改良法に基づく事業は基本的に地元農家による申請が必要で、同意を得て行う。文言が足りなかったので、長瀬地区と同様とするよう修正する。

委員	前の事案と同様に、「費用対効果分析結果」の各効果の詳細な説明があったが、調書にはないため同じように記載するのがよい。
県	調書を修正する。
委員	「事業の必要性」について、現況で計画されているとのことだが、今後流出量や外水位が増加すると、湛水時間は 8.8hr から増えていく可能性はあるが、24hr 以内に収まり、今の計画でも十分に対応できると考えていいのか。
県	8.8hr から徐々に増えていく可能性はあるが、24hr に収まるのではないかと考えている。
委員	説明で 2017 年の湛水被害の写真があるが、それ以後はないのか。
県	写真のような大きな湛水は無い。このあたりは地下水位が高く、湿田状態なので、地元農家からは排水機場新設の要望があったが、新規地区の立ち上げに時間がかかった。
委員	実際に 2017 年の湛水被害が生じているが、調書には書かれていないので、記載してはどうか。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価④ 道路事業 一般国道 473 号 月バイパス

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	概要書の横断図と説明中の横断図の違いはなにか。
県	一般部やトンネル部、施設帯を含む等あるため異なっている。概要書の横断図は一般部としている。
委員	期間の延伸理由の「自然由来重金属の処分方法の検討・調整」について、当初計画時点からはわからなかったのか。前回評価時(2021 年度)も工事は施工しているが、その際は発生していないということか。 また、事業費の増額理由「現地確認した結果に基づく法面工の追加」とは何か。
県	設計時に実施するボーリングなどの地質調査は、点での調査のため、全体像まで把握することができなかった。トンネル工は前回評価の次年度(2022 年度)から実施している。 1号と2号トンネルの間の法面で、立木伐採後に現地確認をした結果、想定より風化していたため、安全対策のために法面保護工を実施した。調書内で伝わるように表現を変更する。
委員	「第2次救急医療施設へのアクセス経路の確保」とあるが、事業区間を通らなくても新城市街地の病院まで到達できるが、リダンダンシー(冗長性)が重要である。

県	場所によっては遠回りすることになるため、複数の経路を確保する必要があると考える。
委員	資材・労務単価の上昇について。事業ごとで上昇率が違うのはなぜか。
県	施工内容や材料、地域によって異なるためである。
委員	関係機関との調整とあるが、相手は具体的にどこか。
県	自然由来重金属は主に東栄町役場、環境部局、漁協、地元である。鉄塔は中部電力である。
委員	山間地域のため、B/Cに地域修正係数 1.3 を掛けているが、掛ける前と後の数値を2段書きにする等工夫してみてもどうか。
県	調書を修正する。
委員	前回評価時から便益が高くなった理由は何か。
県	前回評価時の便益算定範囲(交通量±5%)では、対象区間の遠方で便益をマイナスに押し下げている路線が多く存在していたことが判明したため、今回評価では便益算定範囲を±10%で行い、対象区間の整備の影響を顕著に受ける地域のみとしたため高くなった。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価⑤ 道路事業 一般県道善師野西北野線

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	前回評価時からの事業費増額理由について、汚染土に関する費用は県で負担をするのか。
県	原因の特定が困難であったため県負担とした。
委員	資材・労務単価の上昇について。事業ごとで上昇率が違うのはなぜか。
県	施工内容や材料、地域によって異なるためである。
委員	汚染土処分についての関係機関協議相手は具体的にどこか。
県	県の環境部局である。
委員	調書上の「確認された汚染土」の記述について、工事を進める内に発覚したといった記述にしてはどうか。
県	修正する。
委員	「暫定供用時の計画変更による工事費の増加」とは具体的に何か。

県	完成4車線整備のための路肩についての防草対策や、自転車等が通行できないようガードレールを設置するための費用である。調書のみで内容がわかるよう記述を修正する。
委員	前回評価時から便益が高くなった理由は何か。
県	原単位の上昇、評価基準年度の更新、対象区間周辺のODの変化によるものである。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

街路事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	都市整備課から街路事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
[結論]街路事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価⑥ 街路事業 都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線等

県	都市整備課から評価調書(案)の説明
委員	第2回の再評価と第3回目の再評価を比較すると、三河線の事業延長は2.7kmから3.4kmに伸びているが、事業費は減少している。変更内容は何か。 また、今回の再評価の事業延長は3.4kmのままか。
県	当初計画では、三河知立駅を高架化する予定であったが、高架区間外の地平駅で移設することに変更したため、事業延長は伸びたが、事業費は減少した。 なお、今回の変更においては、事業延長の変更はない。
委員	今回の事業内容の変更は何か。
県	工事を進める中で、発生土の含水比が高く流用が困難であったため、処理方法を処分に変更したことなどが挙げられる。
委員	明確な理由があるならば、調書は具体的に記載すること。
委員	変動要因分析の事業費の欄に記載のある「事業損失防止調査」の追加とは何か。今、必要な調査なのか。
県	工事による振動等の家屋への影響を把握する調査であり、事業期間中に新築の家屋が増えたことにより、追加で調査が必要となった。
委員	事業期間の長期化が原因か。
県	事業期間の長期化に伴いまちづくりが進展したことが原因である。
委員	調書の記載を事業の長期化が要因とわかるようにすること。

委員	変動要因分析の事業期間の欄にある「慎重に施工する工事」とはどのようなことか。通常、慎重に施工するのではないか。何か変動要因があったのか。
県	施工中の高架本体構造物と仮線の間が狭小であり、工事用進入路が限定される中、鉄道運行の安全に配慮した重機配置により、施工効率が上がらず、想定以上の時間を要したものである。
委員	内容は理解した。説明内容を踏まえ調書を具体的に記載すること。
委員	変動要因分析の事業費の欄に「借地料の継続費用」8億円とあるが、延伸した期間分か。
県	事業期間の延伸による借地期間の変更のほか、地価の上昇に伴う影響も含んでいる。
委員	借地している用地は、将来取得する用地か、それとも工事用ヤードとして借地し、事業後に返却する用地か。
県	主に仮線用地として借用した用地で、事業後に返却する。
委員	さらに事業期間が延伸となった場合、借地料が増えるのか。
県	そうである。
委員	移動時間短縮便益が前回より大きく増加している要因は何か。
県	<p>便益の算定範囲は、事業の有無による交通量の変動が増減 10%以上である概ね半径 10km としており、前回と変更はない。</p> <p>交通量について、最新のセンサスに変更しており、H22 センサスの結果と比べ、今回使用した H27 センサスでは便益算定範囲の交通量が増加したため、単年度便益が増加した。</p> <p>また、事業期間は延伸となったが、施工ステップの変更により、交差道路の供用年が変わらないため、基準年と供用年の現在価値化期間が前回の評価と比べると短くなっていることで便益が増加した。</p>
委員	可能であれば調書の欄外などに、説明内容を追記すること。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価⑦ 農業農村整備事業 入鹿上用水

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	事業進捗の見込みについて、予算確保及び関係者との調整は、今後の阻害要因とならないのか。
県	長期化の理由となっていた放水工は工事が完了している。今後も道路や河川の

	管理者等と協議はあるが、工事着手に支障のないよう前倒して実施する予定としており、予算の確保に努めることで事業進捗が図られるため、阻害要因はないと考えている。
委員	災害防止効果(一般資産)が2倍以上に増加した要因はなにか。
県	災害防止効果算定に使用する基準が改訂され、大雨による洪水時の被害率が従来より大きくなったため、被害額も大きく算定されるようになった。
委員	事前評価時から再評価時まで湛水被害は発生したか。
県	令和5年6月2日に日雨量 128.5 ミリメートルの豪雨が観測されたが、湛水被害は確認されなかった。
[結論]対応方針(案)について了承する。	

対象事業の審議-再評価⑧ 農業農村整備事業 平坂

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	事業進捗の見込みについて、耕作者等との調整は今後の阻害要因とならないのか。
県	1年を通じて営農している畑地かんがい用水区間の工事を先行して実施しており、毎年の施工範囲を限定した結果、事業期間の延伸が必要となった。今後主となる水田かんがい用水区間においては、毎年の施工範囲を限定することなく、非かんがい期に工事が可能なため、事業進捗が上がるものと考えている。
委員	その説明内容が分かるよう、今後の見込みに記載するべきである。
委員	貨幣価値化可能な効果の評価期間は、延伸後の事業期間である11年に40年を加えた合計51年間ではないのか。
県	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化が3割以内のため、事業期間を11年間とした再算定は行っていない。再評価調書(案)に記載した内容を確認し、誤りであれば修正する。
委員	事前評価時は過去2年間に22件の漏水被害が発生していたが、再評価時点までに漏水被害は確認されているか。
県	毎年ばらつきはあるが、事業着手後も年間10件程度の漏水被害が発生している。
委員	必要性の変化に再評価時点の漏水被害の状況を記載するべきである。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事後評価⑨ 農業農村整備事業 将監

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化について、用地補償費の実績が「0.0 億円」とあるが、全く費用が発生しなかったのか。
県	管更生工法のピットを掘るために支障となる電柱を移転するのに 150 万円かかった。
委員	有効数字の関係とはいえ、誤解を招く可能性があるので、備考欄にその旨を記載してほしい。
委員	事業期間に対する評価について、「付帯施設」とは具体的には何か。この「付帯施設」を追加したから事業期間を延長したのではないか。なぜ追加したのかを記載してほしい。
県	パイプラインには空気弁や制水弁などさまざまな付帯施設が必要で、この付帯施設は排泥施設であり、追加したものではない。「付帯施設」を「排泥施設」と具体的に記載し、分かりやすい文章に修正する。
委員	事業実施による環境の変化について、自然環境への影響を抑えた手法についても記載してほしい。
委員	同種事業に反映すべき事項について、「付帯施設の構造」と地元との「調整」の関係が分かりにくいので、的確な表現に修正してほしい。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

(4)2025 年度委員会の主な意見と対応について

県	事務局から説明
[結論]2025 年度委員会の主な意見と対応について、了解を得た。	

以上